刑　　法

（100 点）

第 1 問

甲は、遊興のためにヤミ金業者乙から借りた 100 万円の返済を厳しく督促されており、父Ｘに助けてもらおうと考えた。謹厳実直な父に遊興費のことを話せば絶対に援助はないと思った甲は、午前 11 時頃、Ｘに電話し「顧客から預かった大金を紛失して大変なことになっている。」と嘘を述べたところ、Ｘは「500 万円までならすぐ用意できる。心配するな。」と答えた。甲は、乙に正午頃電話し、上記の経緯を説明したうえ、午後３時に一人暮らしのＸ宅に行って 150 万円を受け取り、50 万円は自分に渡すように依頼した。乙の承諾を受けて、甲は、午後１時頃、Ｘに再び電話をして「上司の乙が午後３時にそちらに行くので、よろしくお願いします。」と告げた。Ｘは銀行に行き 500 万円の現金を用意した。

乙は、午後１時半頃になって、裕福そうなＸを脅し、何百万円か上乗せして巻き上げてやろうと考え直し、暴力団員で体格がよく強面のする知人丙に「少々手荒な取り立てをする。あんたは後ろで黙って立っているだけでいいから付き合ってくれ。謝礼は出す。」とメッセージを送った。乙は、脅迫のための匕首を持参のうえ、午後２時 30 分頃、途中で丙を拾って自分の車でＸ宅に向かった。

午後２時頃になって、甲は父親に嘘をついたことを後悔し、Ｘに電話して「紛失の件は解決した。久しぶりに会って話をしないか。」と某所に誘った。Ｘは応じて、午後２時 40 分頃、500 万円は自宅に置いて指定の場所に向かった。他方、乙と丙は午後３時にＸ宅の呼び鈴を鳴らしたが応答がなかった。乙は、留守ならば勝手に入って現金を頂くまでのことだと思い、玄関ドアをこじ開けたが、それを見ていた丙は「話が違う。」と言って立ち去った。乙は宅内に入ったものの、通行人からの通報を受けた警察により逮捕された。

甲・乙・丙の罪責を論じなさい。住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。

第２問

16歳の甲はＡ町に両親及び20歳の兄乙と住んでいたが、酒を飲むことを思い立ち、隣接のＢ市まで酒を買いに行くことにした。甲は同室で暮らす乙が午後 10 時に就寝したのを見計らって、乙のかばんの中にあった財布から運転免許証を抜き取り、電車に乗ってＢ市で下車した。甲は遅くまで開いていた商店に入り、1本 1000円の日本酒を手に取ってレジで「これください。」と店主のＸに声をかけた。甲が幼く見えたので、Ｘは「お兄ちゃん、ちょっと若く見えるかも。念のため年齢確認させてもらっていいですか。」と要求した。甲が「はい。」と乙の免許証を呈示したところ、その顔写真が甲だと信じた Ｘ は安心して酒を売り渡した。

甲は Ｘ から見えない場所まで来ると酒を一気に飲み、電車で午後 11時 30分に帰宅し、免許証を元の場所に戻すと寝込んでしまった。午前 0時 15分に乙は甲が酒臭いのに気付いて激怒し、「お前何やってるんだ！」と叫んで、泥酔状態の甲をベランダに放り出してまた就寝した。

午前５時に、甲乙の両親が起床してベランダに甲が寝ていることに気付き、慌てて救護した。甲はベランダにいる間に風邪を引いたものの、生命の危険はなかった。両親の騒ぐ声で目覚めた乙は事態を察し、このままでは父から殴る蹴るの暴行を受けると考えて逃走した。

乙は近くの材木置き場に身を隠したものの、パジャマしか着ておらず寒かったため、何か暖をとる方法はないかとあたりを見渡すと、Ｙ所有の段ボールとライターが置かれていた。乙は焚き火をしようと考え、ライターで段ボールに火をつけたところ、その火が材木に燃え移って火災となり、近隣の住民が避難するに至った。

甲・乙の罪責を論じなさい。特別法違反の点は除く。